

(3) 資金的基盤の確立に向けて

HAR基金自体は5年の継続を予定している。2000年の助成まであと2年を残すが、これまでの運用の反省も含めて、今後の災害復興まちづくりにおける資金的基盤の確立に対する、私なりの提案を行っておきたい。

1) 通常時のまちづくり活動に対する多様な助成の仕組みを育てること

災害時の特別の活動の資金源よりも、まず通常の活動を支える資金源を豊かにしておくことが重要である。震災前に、全国的な財団法人としては「まちづくり市民財団」と「ハウジングアンドコミュニティ財団」が、地域的な公益信託としては「世田谷まちづくりファンド」などが存在した。いずれも設立間もないものであったが、資金面や人材面、助成方法のノウハウの面で、これらの経験がHAR基金の早期設立や効果的な活動にいかにか大きな役割を果たしたかは、特筆しておいてよい。逆に言えば、もしもっと多様な豊かな助成の仕組みがあれば、もっと効果的な活動ができたかもしれないということでもある。通常の資金や人材が豊かであれば、非常時にその一部を集中使用することで、少なくとも緊急対応については大きな役割を果たすことができる。

震災後のことではあるが、建築士会連合会の呼びかけで各地の建築士会に「地域貢献活動センター」が設立されつつあり、建築士を中心としたまちづくり活動を支援し始めている。今後のその普及とともに、それぞれの専門家集団がこのような支援基金を設立し、助成という創造的な行為に習熟しておくことが望まれる。そのような活動を促進するような社会的環境の整備も必要である。

2) 長期的な復興活動を支援するための資金確保とその配分の仕組み

通常の資金源が豊かであれば、短期的にはそれを集中的に緊急投下することで対応が可能であるが、いつまでもそれに依存するわけにはいかない。それぞれの基金には本来の使命があり、それに早く戻ることが大切だからである。1年以上の対応には、独自の支援の仕組みを立ち上げる必要がある。その場合、平時から多額の基金やスタッフを備える必要はなく、必要な資金を系統的に募りし適宜に効果的に配分する臨機体制づくりを準備しておくことが重要である。それは日本（あるいは世界）各地のどこでも発生した、あらゆる災害の被災地に適応できる仕組みとしておかなければならない。

HAR基金は一つのわか実験であったが、その反省も踏まえて、あらゆる状況を想定した仕組みづくりのシミュ

レーションをしておくことが大切だろう。またその募金については、直ちに指定寄付が適用でき、個人や企業の寄付金が課税対象から控除できるようにしておくことが必須である。今回のHAR基金の場合には、その打診は早い時期に断られた。住宅の復興は個人の自己責任によるべきもの、まちづくりは行政が責任をもってやるべきことで、これらが民間の行う緊急に必要な公益活動とは判断されなかったからである。このような仕組みの立ち上げについては、復興時に限らず日常時においても市民・住民による住まいづくり・まちづくりが重要な民間の公益的活動であるとの社会的・行政的・政治的な理解を深めておくことが何よりも欠かせない。

3) 専門職における報酬規定と市民活動への協力における報酬の明確化

何らかの支援によって市民・住民の復興まちづくりに協力して報酬が得られるとしても、それは通常の職業としての報酬（コンサルタント・フィー）よりも低くならざるを得ない。それは災害特需によって発生する仕事の報酬を引き下げる可能性がある。社会貢献としての行為に対する報酬をどう位置づけ、通常の職業報酬との区別をどう考えるかについて、それぞれの専門家集団において理論的に明確にしておく必要がある。それがないと、専門家の間での対立や、場合によっては憎悪すら生じかねない。

このことは何も災害時の特別の問題ではない。今後、日本の社会に市民活動団体などのNPO（民間非営利組織）が発達・普及するであろうことは、1998年3月に特定非営利活動促進法（NPO法）が成立したことからも大いに予想される。この法律は、市民活動を行う団体等に簡便に非営利の法人格を与えるもので、1998年12月1日から施行された。そこですぐにと言うわけではないが、多くの任意団体が次第に法人格を得て、営利を目的としない事業体になることが予想される。寄付やボランティアに支えられながら地域のコンサルテーションを行う組織が、各地に生まれてくるわけだ。その場合の専門家の報酬を、一般のコンサルタント事務所と同じ考えでいくのかどうか、専門職団体で議論しておき、基本的な了解を確認しておく必要がある。

これは何も建築家や都市計画家に限られることなく、医師であれ看護婦であれ、弁護士であれ公認会計士であれ、すべての専門職についても言えることである。

第2章

ケーススタディ： 地区復興における参加と支援の実態を探る

第1章でみてきた復興過程におけるさまざまな取り組みの検証は、総論としてのとらえ方であった。本章の役割は、被災市街地のなかから3つの代表的な地区をとりあげ、被災から緊急・応急対応、さらには復旧・復興過程における各地区での住民参加・計画支援の実態を描き出すことにある。

まず2-1では、震災以前より活発なまちづくり活動が展開されていた神戸市真野地区をとりあげ、そうした活動が、被災直後の活動のみならず、復興を進めるうえでも大きな力になっていることを検証する。2-2でとりあげる野田北部地区は、地区の相当部分が全壊・全焼するという大きな被害を受け、一部区域が区画整理事業実施区域となった。震災後の苦境の中で、さまざまな支援活動が行われ、地元組織も試行錯誤しながら復興に立ち上がっている。その取り組みの4年間を報告する。

2-3の六甲道駅南地区は、震災復興の第二種市街地再開発事業が地区全体に適用されたケースである。形式的には全員転出を基本とする第二種再開発事業が震災復興に適用され、都市計画決定された当初段階において空間像まで提示された。当地区では、地元住民や協議会、コンサルタント、神戸市の間で、都市計画の内容の変更、事業計画の策定…と進む一連の過程でさまざまな議論が繰り返された。そうした“協働”の復興都市計画の実態を踏まえて、基本的な課題を提示する。

2-4では、それぞれの特徴をもつ上記3地区を横断的に比較し、住民参加・計画支援をめぐる論点を整理する。